

第3章 地域活性化の推進

第1節 地域活性化に向けた取組み

政府において地域活性化は重要課題として認識されており、地域活性化に関する統合体制（地域活性化統合本部）の下、省庁横断的・施策横断的な視点に立ちながら、地域活性化に向けた取組みが進められている。

また、地域住民や民間団体の創意工夫や発想を起点にしたプロジェクトを立ち上がり段階において支援する「地方の元気再生事業」については、21年度は新規案件で191件、継続案件で96件が採択された。さらに、地域活性化の取組みの推進に当たっては、これまで以上に地域の声に耳を傾ける必要があることから、国の相談体制をワンストップ化し、地域ブロックごとに、地方再生の取組みを一貫してフォローする仕組みが構築されている。

国土交通省においても、暮らしの利便性、にぎわいや活力のある地域経済社会の実現に向けて、地域の鉄道、バス、離島航路等の地域公共交通の活性化・再生、交通結節点の改善等、総合的かつ戦略的な交通施策の推進、中心市街地の活性化や都市再生、集約型都市構造への転換、観光振興等の地域の創意工夫あふれる取組みへの支援、適正価格での契約の推進や地域総合産業化支援等による建設業振興を推進している。一方、人口減少・高齢化の著しい地域等に対しては、NPO等の多様な主体が協働する「新しい公共」による地域づくり活動等の支援や集落機能活性化による日常的な医療・買い物等の基礎的生活サービスの確保、コミュニティバスの導入支援等による日常生活の足の確保等により、生活者の視点に立った暮らしやすい地域づくりに取り組んでいる。

都市再生については、内閣の都市再生本部において、①国際空港や広域防災拠点の整備等の都市再生プロジェクトの推進、②「都市再生特別措置法」に基づく民間都市再生の推進、③まちづくり交付金等を活用した全国都市再生の推進に取り組んでいる。

第2節 地域活性化を支える施策の推進

1 地域や民間の自主性・裁量性を高めるための取組み

(1) 各種交付金の拡充・運用改善

「地域再生基盤強化交付金」は、地域再生計画に基づき、類似機能を有する施設を一体的に整備するための省庁横断的な交付金であり、「道整備交付金」（市町村道、広域農道又は林道）、「污水处理施設整備交付金」（公共下水道、集落排水施設又は浄化槽）及び「港整備交付金」（地方港湾の施設又は第一種漁港及び第二種漁港の施設）で構成されている。平成22年3月末時点で全認定地域再生計画は1,365件であり、896件の地域再生計画に基づく事業で本交付金が国土交通省関係の施設設備に活用されている。

「地域住宅交付金」は、公営住宅や面的な居住環境の整備等の地域における住宅政策を地方公共団体が自主性と創意工夫を活かしながら総合的・計画的に推進することを支援する制度であり、国は、地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づき、年度ごとに一括して交付金を交付する。21年度末時点で

365件の地域住宅計画が提出されており、地域の多様な住宅ニーズに対応した豊かな住まいづくりに本交付金が活用されている。

「まちづくり交付金」は、地方の自主性・裁量性を高め、地域主導の個性あふれるまちづくりを実施することにより、全国の都市再生を推進するための支援措置であり、国は、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき、年度ごとに一括して交付金を交付する。21年12月末時点で1,278地区において、様々な課題に対応したまちづくりに本交付金が活用されている。

「地域活力基盤創造交付金」は、地方公共団体が行う道路を中心とした社会資本の整備その他の取組みを支援することにより、地域の活力の基盤を創造することを目的とし21年度に創設された制度であり、国は、地方公共団体が作成した地域活力基盤創造計画に基づき、年度ごとに一括して交付金を交付する。22年3月末時点で415件の地域活力基盤創造計画が提出されており、道路を中心に関連する他のインフラ整備やソフト事業に本交付金が活用されている。

なお、22年度より、「地域住宅交付金」「まちづくり交付金」「地域活力基盤創造交付金」を始め、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を原則廃止し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、「社会資本整備総合交付金」を創設することとした。

(2) 地域再生の取組みを支える一元的な体制づくり

地域活性化応援隊等を通じて、地方における地域再生等の取組みに対する相談体制の充実を図るとともに、必要に応じて、国の地方支分部局等と市町村が一体となって「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、具体のプロジェクトの実現を図っている。また、地域づくりに役立つ情報の発信^(注)等により、地域再生等の取組みを支援している。

(3) 民間のノウハウ・資金の活用促進

地方都市の成長力・競争力の強化を図るため、地方公共団体が行うまちづくり交付金事業等と連携した民間都市開発事業で国土交通大臣認定を受けたものに支援を行うとともに、地域住民等によるまちづくり事業に助成を行う住民参加型まちづくりファンドへの支援も行っている。

国土交通大臣認定の民間都市開発事業の例 仙台共同ビル計画



仙台都心地区で、業務・商業・交流機能からなる複合施設を、歩道状空地・アトリウム・屋上庭園等の公共施設と一体的に整備し、高次な都市機能の集積と魅力ある都市空間の創出が図られている。(平成21年6月竣工)

(注) 地域づくり情報局 - Repis:<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/chiiki-joho/index.html>

2 集約型都市構造の実現に向けた総合的取組み

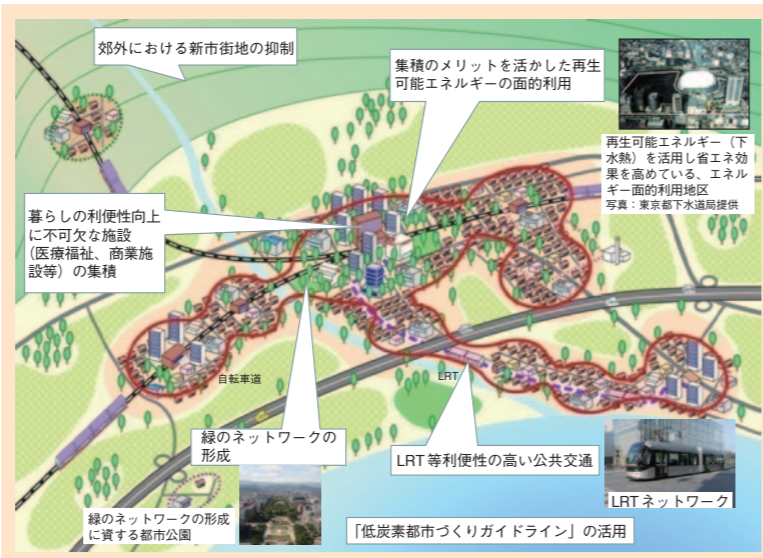
人口減少・高齢化が進展する中、地球環境問題、都市経営の効率化等に対応するため、これまでの都市の拡大・成長を前提とした都市整備のあり方については転換が必要であり、その一つの方向性として「集約型都市構造の実現」が重要である。

このような都市構造の実現のためには、都市内の中心市街地や交通結節点の周辺に医療・介護・福祉、教育、文化施設など生活に必要な都市機能を集積し、公共交通の利便性を高めることや、多様な集積やにぎわい・交流機会を確保することが必要となる。これら

により、都市内のどの地域からでもサービスの享受が可能となる、新たな産業や雇用の創出が促進される等の効果が期待できる。さらに、徒歩・自転車、公共交通を中心とした「歩いて暮らせるまちづくり」の推進や、集積のメリットを活かしたエネルギーの高効率化などにより、環境負荷低減という効果も期待できる。

国としては、LRT等の公共交通の整備、交通結節点の改善、自転車・歩行者の利用環境の整備等をパッケージ化した総合的な交通戦略の推進、中心市街地の活性化・街なか居住の推進等による集約拠点の形成及び郊外における新市街地開発の抑制など市街地整備戦略の推進、自然エネルギー・未利用エネルギーの有効活用、都市公園の整備、緑地の保全・創出、公共施設等の緑化等による緑のネットワークの形成、都市・街区単位でのCO₂削減に向けた基本的な考え方や方法論等を示した「低炭素都市づくりガイドライン」の策定など、様々な取組みによって地域や各都市のまちづくりを支援している。

図表Ⅱ-3-2-1 集約型都市イメージ

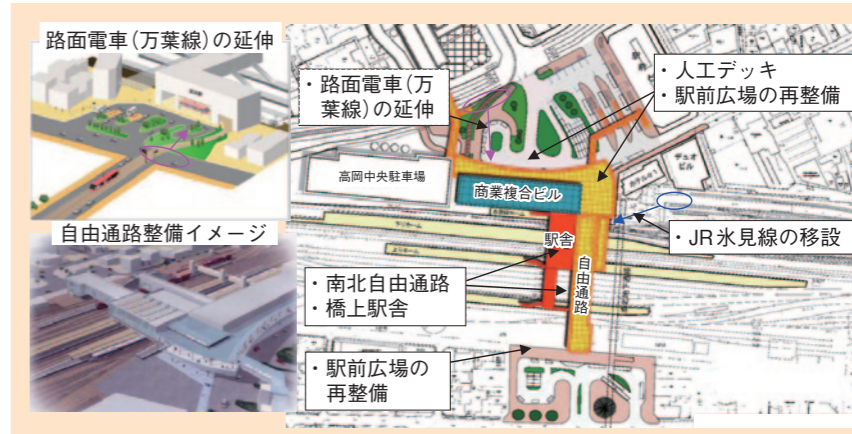


いる。平成21年度においては、交通結節点改善事業は新宿駅南口地区（東京都）等約150箇所、都市交通システム整備事業は高岡駅地区（富山県）等約50箇所、鉄道駅総合改善事業は京急蒲田駅（東京都）等6箇所で行っている。

また、道路・都市事業と鉄道事業を同時採択し、鉄道駅及び駅周辺の効率的な整備を図る駅・まち一体改善事業を、野方駅（東京都）等3箇所で行っている。

さらに、地方公共団体や鉄道事業者等で構成する協議会が策定した、施設ごとではなく全体として最適な計画に基づく事業に対し助成し、効率的な事業実施を図る駅まち協働事業を三宮駅前南地区（神戸市）で実施しており、阪神三宮駅の駅施設利用円滑化事業と併せ一体的整備を図っている。

図表Ⅱ-3-2-2 交通結節点改善事業の例（高岡駅地区）



(3) 踏切対策の推進

都市部を中心とした「開かずの踏切」^(注1)等は、踏切事故や慢性的な交通渋滞等の原因となり、早急な対策が求められている。こうした状況の中、道路管理者及び鉄道事業者の協力の下、平成18年度に全国の踏切を対象に踏切交通実態総点検を実施し、「開かずの踏切」等の緊急に対策の検討が必要な踏切約2,000箇所を抽出した。この結果を踏まえ、踏切を除却する連続立体交差事業等と踏切の安全性向上を図る歩道拡幅等を緊急かつ重点的に推進している。

(4) 企業立地を呼び込む広域的な基盤整備等

各地域が国際競争力の高い成長型産業を呼び込み集積させることは、東アジアとの競争・連携及び地域活性化の観点から大きな効果がある。このため、空港、港湾、鉄道や広域的な高速道路ネットワーク等、地域の特色ある取組みのために真に必要なインフラへ集中投資を行い、地域の雇用拡大・経済の活性化を支える施策を推進している。

① 空港の機能高質化

国内外の各地を結ぶ航空ネットワークは、地域における観光振興や企業の経済活動を支え、地域活性化に大きな効果がある。特に、近年は、国際分業の進展等による経済のグローバル化に伴い、速達性に優れた航空輸送の重要性が高まってきており、貨物エプロンの拡充等による空港の機能高質化を進めている。

② 港湾整備

近年、バルク貨物^(注2)輸送における船舶の大型化の進展、物流における高機能化ニーズの増加、臨海部における企業立地の増加が進展している。このため、大型の貨物船が着岸可能な多目的国際ターミ

(注1) 電車の運行本数が多い時間帯において、遮断時間が40分/時以上となる踏切

(注2) 包装・梱包せずにそのまま船艙内に積み込み輸送する貨物の総称

3 地域特性を活かしたまちづくり・基盤整備

(1) 民間投資誘発効果の高い都市計画道路の緊急整備

市街地における都市計画道路の整備は、沿道の建替え等を誘発することで、都市再生に大きな役割を果たしている。このため、残りわずかな用地買収が事業進捗の隘路となっている路線のうち、地方公共団体（事業主体）が一定期間内の完了を公表した路線（完了期間宣言路線（平成21年4月1日現在120事業主体403路線））を国として重点的に支援し、事業効果の早期発現を図るとともに、適切な事業進捗管理に努めている。

(2) 交通結節点の整備

鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点は、様々な交通施設が集中し、大勢の人が集まるため、都市再生の核として高い利便性と可能性を有する。このため、交通結節点改善事業や都市交通システム整備事業、鉄道駅総合改善事業等を活用し、交通機関相互の乗換え利便性の向上や鉄道等により分断された市街地の一体化、駅機能の改善等を実施し、都市交通の円滑化や交通拠点としての機能強化等を図って

ナルの整備や、バルク貨物等の輸送効率化を促進する「臨海部産業エリア」の形成等により、企業のニーズに応じた港湾機能の向上と臨海部産業の活性化、企業の立地促進を一体的に推進している。

③鉄道整備

全国に張り巡らされた幹線鉄道網は、旅客・貨物輸送の大動脈としてブロック間・地域間の交流を促進し、産業立地を促し、地域経済を活性化させ、地域の暮らしに活力を与えている。特に、鉄道貨物輸送は、地域経済を支える産業物資等の輸送に大きな役割を果たしているが、近年、大規模工場の地方進出等に際しての輸送手段として選択されるケースが出てきており、地域への企業立地等においてもその役割を果たしているところである。

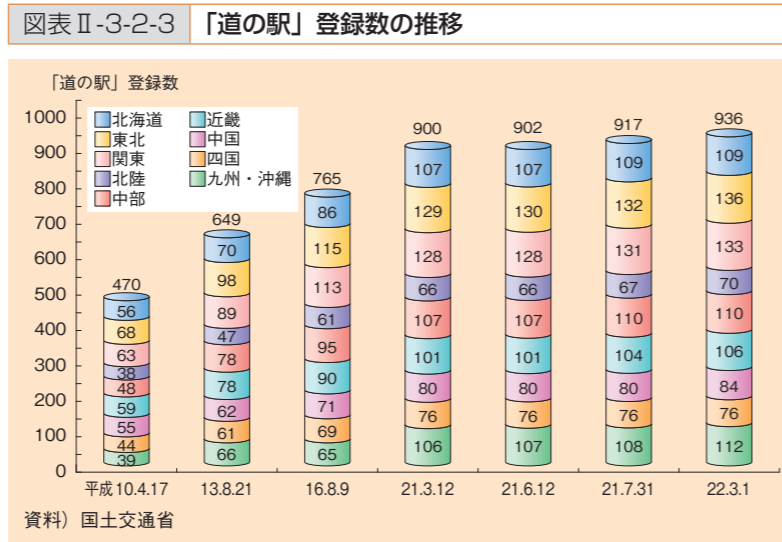
④道路整備

物流効率化、輸送利便性等の観点から、新規に立地する工場の約8割以上が高速道路のICから10km以内に立地しており、迅速かつ円滑な物流の実現等により国際競争力を強化するとともに、地域の自立と産業の振興を図るため、高規格幹線道路や地域高規格道路等の幹線道路ネットワークの形成を進めている。

(5) 地域に密着した各種事業・制度の推進

①道の駅

「道の駅」は道路の沿線にあり、駐車場、トイレ等の「休憩機能」、道路情報や地域情報の「情報発信機能」、地域と道路利用者や地域間の交流を促進する「地域の連携機能」の3つを併せ持つ施設で、平成22年3月現在936箇所が登録されている。また、災害発生時の復旧活動拠点や避難所等、防災拠点としての機能も付加されるように促進している。



②かわまちづくりの推進

河川や水辺をまちづくり・観光の核として活用し、地域の魅力向上を目指す市町村等の計画に対し、まちづくりと一体となった水辺空間の整備等のハード面及び規制緩和等のソフト面の両面から支援・推進を行っている。

③地域住民の参加による地域特性に応じた河川管理

河川環境について専門的知識を有し、豊かな川づくりに熱意を持った人を河川環境保全モニターとして委嘱し、河川環境の保全・創出、秩序ある利用のための業務や普及啓発活動をきめ細かく行っている。また、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を有する人を河川愛護モニターとして委嘱し、河川へのゴミの不法投棄や河川施設の異常の発見等、河川管理に関する情報の収集や河川愛護思想の普及啓発に努めている。

さらに、河川の清掃、草刈等を行うボランティア団体や地域住民に、河川敷を花壇等として開放し、地域に根ざした親しみある水辺空間の形成を図るラブリバー制度を推進している。このほか、市民参加型の河川管理として、河川の特定期間について住民と協定等を結び、清掃・除草等の河川環境管理を住民・自治体・河川管理者が協働で実施している。

④海岸における地域の特色を活かした取組みへの支援

海岸利用を活性化し、観光資源としての魅力を向上させることを目的とし、広域的な一連の海岸を対象として、多様な関係者が協働して行う計画の策定とこの計画に基づいた海岸保全施設や海岸利用者向けの利便施設の整備ができるよう、平成20年度に拡充した海岸環境整備事業を推進した。

⑤港湾を核とした地域振興

みなとの振興を通じ、港湾所在市町村における地域活性化に向けた取組みを推進するため、「みなと振興交付金」による支援を行っており、平成21年度までに、42プロジェクトの「みなと振興計画」が認定された。また、20年度より「住民参加型まちづくりファンド」のみなとまちづくりへの活用を図り、NPO等の市民団体が行う活動に対して支援を行っている。

さらに、みなとや海岸の施設を地域の情報発信拠点として、あるいは地域の方々や観光客などの交流拠点として活用する「みなとオアシス」を全国に展開しており、21年度末現在、48港が登録されている。21年10月には、みなとオアシスの相互の情報交換や交流の場とするとともに、全国のみなとオアシスの振興に関する事業等を共同で行うこと等を目的として、「みなとオアシス全国協議会」が設立された。

このほか、旅客ターミナルの機能向上等により国内外のクルーズ船の寄港促進を図るなど、みなとを核とした地域振興に取り組んでいる。

⑥マリレジャーの拠点づくり

マリレジャーや地域活性化の拠点となる「海の駅」の設置を推進し、家族や子供、障害者等が様々な体験をできるマリイベント等、国民が海に関心を持つような取組みを実施している。また、プレジャーボートでの利用を始めとして、より広く国民が漁港を利活用できる方策について、水産庁と連携して検討するなど、適正な利用環境の整備を進めている。

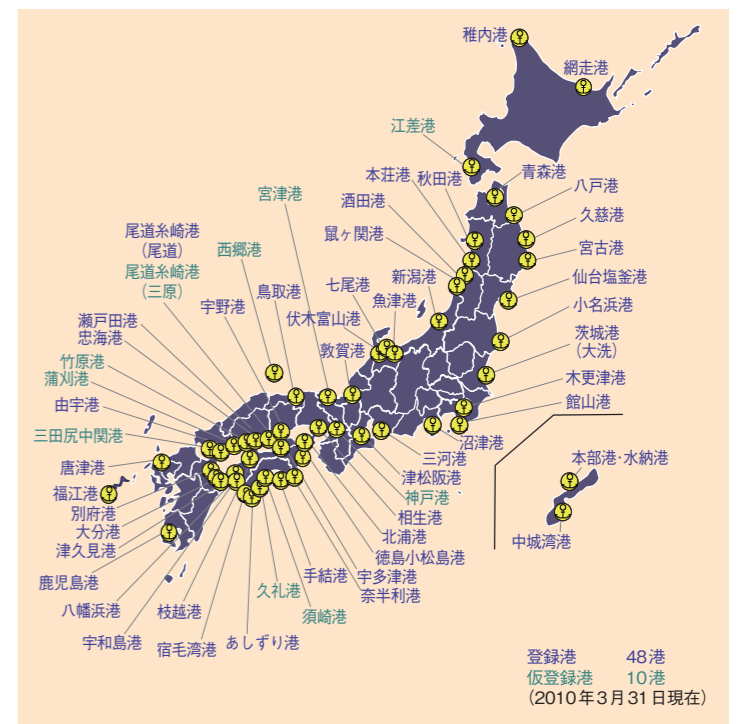
(6) 地籍整備の積極的推進

一筆ごとの土地の境界等を調査する地籍調査は、特に都市部での進捗が遅れていることから、都市部のうち重要な地域において街区外周に関する基礎的データを整備する土地活用促進調査を行うなど、地籍整備の積極的な推進を図っている。

(7) 大深度地下の利用

「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」に基づく三大都市圏での公共性の高い事業の円滑な実施のため、審査の円滑化に関する技術的検討や大深度地下情報システムの整備等の利用環境の整備を進めている。

図表Ⅱ-3-2-4 みなとオアシス全国マップ



(8) 地域コミュニティによるエリアマネジメントの構築

住民等による地域の良好な環境や地域の価値を維持・向上させる主体的な取組み（エリアマネジメント）を推進するため、エリアマネジメント活動団体の情報収集やモデル的な活動に対する支援を行った。また、「エリアマネジメント推進マニュアル」の作成や、ホームページ「エリアマネジメントのすすめ」^(注)の開設等により情報提供を行っている。さらに、土地の有効利用及び適正な地価形成の観点から、企業不動産や公的不動産の合理的なマネジメントの普及・促進を行っている。

4 広域ブロックの自立・活性化と地域・国土づくり

(1) 広域ブロックの自立と活性化

地域の活性化及び持続的な発展を図るため、地域の知恵と工夫を引き出しつつ、総合的に施策を展開することが重要である。そのため、国土形成計画（全国計画）では、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築することを目指しており、広域ブロックごとにその特色に応じた施策展開を図るため、平成21年8月に国土形成計画（広域地方計画）が決定された。また、国土審議会広域自立・成長政策委員会では、政策課題ごとに官民の多様な主体が連携して地域の活性化に取り組む官民連携主体に対し、法制的に責任と権限を与える仕組みが必要とされた。一方、人口減少、高齢化が進展する中、地域づくりの担い手を確保し、地域の自立・活性化を図るため、多様な主体の協働による「新しい公共」の考え方による地域づくりが必要とされている。

①国土計画の推進のための調整費の活用

国土形成計画等に掲げられ、かつ閣議等で決定された方針・施策を緊急に具体化するため、急速に普及する電気自動車に対応したインフラ整備方策の検討等、21年度は国土・景観形成事業推進調整費による機動的な調査を5件行った。また、公共事業の事業実施中に発生した予期せぬ事態や事業環境の変化に対応して、同調整費による機動的な予算措置を21年度は37件行うことで、早期完成による事業効果の発現や事業調整によるコスト縮減等を図った。

②地域自立・活性化の推進

自立的な広域ブロックの形成に向けたハード・ソフトが連携した取組みを効率的・効果的に実施し、広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化を図るため、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画に基づき、これまで75地域の計画に対して地域自立・活性化交付金を交付している。

③「新しい公共」の考え方による地域づくりの推進

住民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体を地域づくりの担い手と位置づける「新しい公共」の考え方に基づき、官民の多様な主体が協働し、伝統・文化等の埋もれゆく地域資源を活用してコミュニティを創生しようとする活動をモデル的に実施する『「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業』について、21年度は、全国から176件の応募があり、「集落機能広域再編等将来を見据えた集落整備」、「美しく安全な国土の管理・継承」、「二地域居住・定住促進環境整備」等、地域の事情に即した提案が130件選定され、全国各地で活動が展開されている。

(2) 地域の拠点形成の促進等

①多様な広域ブロックの自立的発展のための拠点整備

「多極分散型国土形成促進法」に基づき、地方において特色ある産業、文化等の機能が集積する拠点

(注) http://tochi.mlit.go.jp/tocsei/areamanagement/web_contents/index.html

として振興拠点地域の整備を推進している。また、首都圏整備計画に位置づけられている業務核都市^(注)において、業務施設の立地や諸機能の集積の進展によって、東京中心部への過度の集中の是正等に一定の効果を上げているところであり、引き続き整備を推進している。さらに、「筑波研究学園都市建設法」に基づき、科学技術の集積等を活かした都市の活性化等を目指し、筑波研究学園都市の建設を推進しているほか、つくばエクスプレス沿線で都市開発が進む中、研究学園都市の特性を活かした環境都市づくりに取り組んでいる。一方、近畿圏では「関西文化学術研究都市建設促進法」に基づき、文化・学術・研究の新たな展開の拠点形成を目指して関西文化学術研究都市の建設を推進しており、「サード・ステージ・プラン」を踏まえた「関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針」に基づき、関係省庁、地元自治体、経済界等と連携を取りながら、さらなる都市建設の推進を図っている。このほか、世界都市にふさわしい機能と良好な居住環境等を備えた地域とするため、「大阪湾臨海地域開発整備法」に基づく整備計画の実施を推進している。

②国会等の移転の検討

国会等の移転に関する法律に基づき、国会等の移転に関連する調査や国民への情報提供等、国会における検討に必要な協力を行っている。

5 地域の連携・交流の促進

(1) 合併市町村の一体化と地域間の交流を促進する道路整備

合併市町村の一体化を促進するため、合併市町村内の中心地や公共施設等の拠点を結ぶ道路、橋梁等の整備を総務省と連携して推進している。また、地形的な制約により交流が遅れている地域において、地域間の交流を促進し、地域の活性化に資する道路の整備を推進している。

(2) 都市と農山漁村の交流の推進

条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、豪雪地帯）における廃校舎等の既存公共施設から交流施設等への改修整備を支援する集落活性化推進事業、幹線道路網の整備による広域的な交流・連携軸の形成、田園居住を実現するための住宅・宅地供給、港湾緑地等の親水・交流拠点の整備等を実施している。また、「オーライ！ニッポン会議」の活動支援など、関係府省と連携して都市と農山漁村との交流を推進している。

(3) 地方定住等の促進

三大都市圏の学生等を全国7市町村に派遣し、地域づくり活動への参加や農業・産業体験を通じ、地域住民との相互交流を行うことを目的とする「若者の地方体験交流支援事業（地域づくりインターン事業）」等を活用して、UJIターンの円滑な推進と地域の活性化を図っている。また、二地域居住人口、交流人口、情報交流人口といった多様な人口の視点から地域への人の誘致・移動を促進するため、二地域居住等に関する試行サイトを開設し情報を提供している。さらに多岐にわたる地方の住宅政策の課題に対応するため、地域住宅交付金による地方公共団体の空き家住宅及び空き建築物の活用支援、住替え・二地域居住に関する地方公共団体等の施策情報やインターネットによる空家住宅情報の提供等を行っている。また、タイムシェア型住宅について、消費者が安心して権利を取得できる環境の整備に向けた先導的な事業スキームの策定に対し、支援を行った。

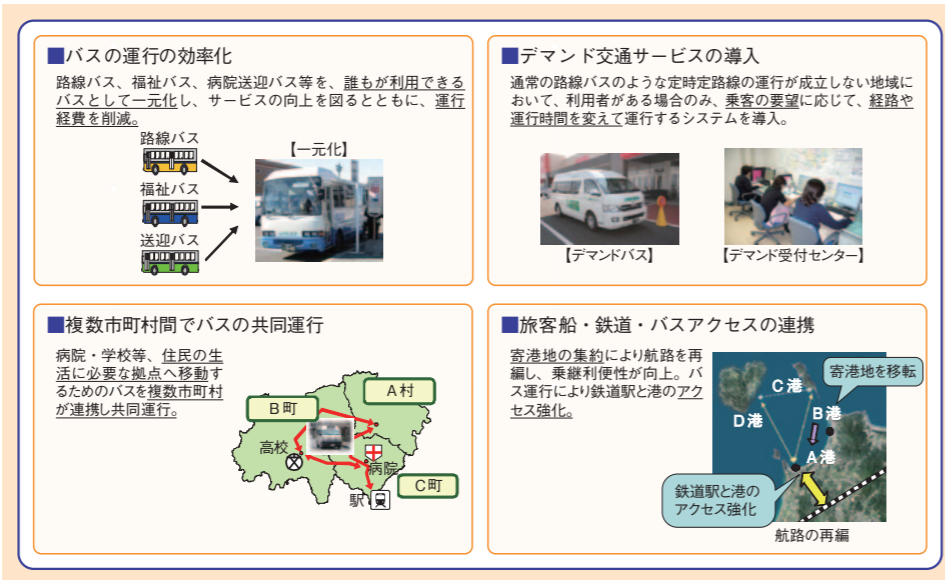
(注) 東京都区部以外の地域で、その周辺の相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市（14拠点）

6 地域の移動手段の確保

(1) 地域の生活を支える公共交通の活性化

地域公共交通は経済社会活動の基盤であり、住民の移動手段の確保、地域活性化、環境問題への対応等我が国の重要な諸課題への的確な対応のためにも、その活性化・再生は喫緊の課題となっている。こうした状況を踏まえ、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を活用し、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む協議会に対し、パッケージで一括支援する「地域公共交通活性化・再生総合事業」を拡充することにより、地域の創意工夫ある自主的な取り組みを積極的に支援している。21年度は、調査事業（連携計画^(注1)策定のための調査等）114件、計画事業（連携計画に位置づけられた事業を実施する事業）259件、合計373件の認定を行った。

図表Ⅱ-3-2-5 地域公共交通活性化・再生総合事業の事業例



(2) 地域鉄道の活性化等

地域鉄道^(注2)は、地域における住民の足として、また、地域経済の発展のために重要な役割を果たしているが、その経営は極めて厳しいものとなっている。このため、地域鉄道事業者が行う保安度の向上又は輸送の継続に資する設備整備に対して輸送高度化補助金や税制上の特例措置により支援をしている。また、平成21年度からは補助率を一律1/3に高上げする等制度の拡充を図った。

(3) 地方バス路線への補助

地域住民、特に自らの交通手段を持たない高齢者や学童等の移動制約者にとって必要不可欠な公共交通機関である乗合バスの路線維持・確保は、重要な課題となっている。このため、国と地方の役割分担の下、国は生活交通路線^(注3)に重点化して、維持対策費の補助を行っている。それ以外の路線については、地方公共団体の判断により維持を図ることとし、所要の財政措置が講じられている。

(注1) 「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」に基づく、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画（「地域公共交通総合連携計画」）

(注2) 「中小民鉄」、「転換鉄道（旧国鉄のローカル線から第三セクター等で引き継がれた鉄道）」、「地方鉄道新線（国鉄時代の工事凍結路線のうち、工事が再開され、開業後第三セクターが経営を引き継いだ鉄道）」、「並行在来線（整備新幹線の開業により、JR会社から分離された新幹線と並行して走行する在来線）」の4者を指す。

(注3) 地域協議会で維持・確保が必要と認められ、国が定める基準（複数市町村にまたがり、キロ程（バス路線の起点から終点までの距離）が10km以上、1日の運行回数が3回以上等）に該当する広域的・幹線的なバス路線

(4) 離島との交通への支援

離島航空路については、離島の航空輸送の確保を図るため、離島に就航する航空運送事業者に対して、機体購入費補助、運航費補助、衛星航法補強システム（MSAS）受信機購入費補助、着陸料の軽減、航空機燃料税及び固定資産税についての軽減措置を実施している。

離島航路の維持・改善を図るため「離島航路整備法」に基づく欠損補助を行うとともに、増大する欠損を抑制しつつ、持続的な航路運営を図るため、平成21年度に「離島航路構造改革補助」を創設し、関係者による航路改善協議会の設置、公設民営による船舶建造への支援等を通じて、前向きな改革を行う離島航路事業者に対し補助を行っている。また、固定資産税の軽減措置及び離島航路効率化・利便性改善実証事業、離島における就航率向上等のための港湾整備を実施している。なお、20年度の離島航空路線の数は63路線、離島航路数は、20年度末現在で304航路（うち国庫補助航路121航路）となっている。

第3節 都市再生プロジェクト等の推進

1 都市再生プロジェクトの推進

都市再生プロジェクトとは、解決を図るべき様々な「都市の課題」について、関係省庁、地方公共団体、関係民間主体等が協力・連携し、総力を挙げて取り組む具体的な行動計画である。その選定方針は、①都市構造に係る基本的課題に取り組むものあるいは従来と異なる新しい手法によるもので、関係省庁が総力を挙げて取り組む必要があるもの、②経済構造改革につなげるという観点から、民間の力を引き出すもの、あるいは土地の流動化に資するものとされている。

都市再生プロジェクトは、平成13年6月から22年3月末現在に至るまで、都市再生本部により23プロジェクトを決定している。

図表Ⅱ-3-3-1 これまでに決定された都市再生プロジェクト

(第一次決定) (平成13年6月14日)	(第五次決定) (平成15年1月31日)
東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備	国有地の戦略的な活用による都市拠点形成
大都市圏におけるゴミゼロ型社会への再構築	(第六次決定) (平成15年11月28日)
中央官庁施設のPFIによる整備	琵琶湖・淀川流域圏の再生
(第二次決定) (平成13年8月28日)	(第七次決定) (平成16年4月13日)
大都市圏における国際交流・物流機能の強化	大阪圏における生活支援ロボット産業拠点の形成
大都市圏における環状道路体系の整備	(第八次決定) (平成16年12月10日)
大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成	都市再生事業を通じた地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の展開
都市部における保育所待機児童の解消	(第九次決定) (平成17年6月28日)
PFI手法の一層の展開	防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築
(第三次決定) (平成13年12月4日)	(第十次決定) (平成17年12月6日)
密集市街地の緊急整備	大学と地域の連携協働による都市再生の推進
都市における既存ストックの活用	(第十一次決定) (平成18年7月4日)
大都市圏における都市環境インフラの再生	国家公務員宿舎の移転・再配置を通じた都市再生の推進
(第四次決定) (平成14年7月2日)	(第十二次決定) (平成19年1月16日)
東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成	「密集市街地の緊急整備」 —重点密集市街地の解消に向けた取り組みの一層の強化—
北部九州圏におけるアジア産業交流拠点の形成	(第十三次決定) (平成19年6月19日)
地方中枢都市における先進的で個性ある都市づくり	国際金融拠点機能の強化に向けた都市再生の推進

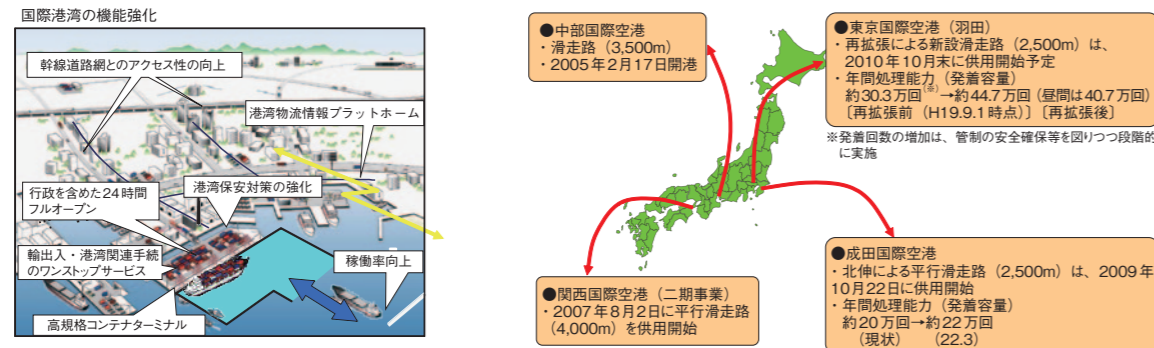
コラム

都市再生プロジェクト

1 国際競争力のある世界都市の形成

大都市圏における国際交流・物流機能の強化

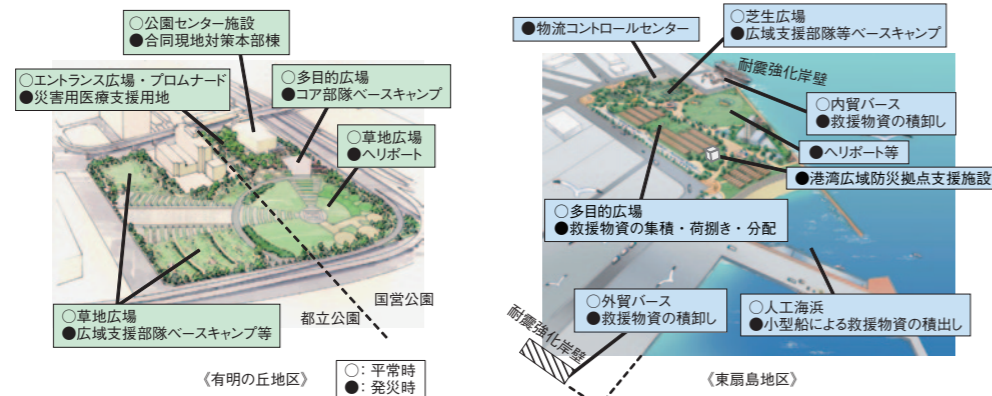
都市再生においては、国際交流・物流機能の強化を通じた国際競争力強化が重要であり、拠点空港・港湾の機能強化とともに、アクセスの利便性向上が緊急の課題となっています。このため、都市再生プロジェクト第二次決定を受け、国際拠点空港（成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港）の整備や機能拡充を推進するとともに、東京国際空港（羽田）の再拡張について、事業を推進しているほか、空港とのアクセスの利便性向上を推進しています。また、大都市圏の国際港湾については、国際水準の高規格ターミナル等の拠点整備を行うとともに、主要コンテナターミナルの24時間オープン化、港湾手続の統一化・簡素化の推進等により、アジア主要港をしのぐ港湾コスト・サービスの水準を目標として、官民一体となってスーパー中核港湾プロジェクトを推進しています。



2 安心して暮らせる美しい都市の形成

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備

大都市圏において、大規模地震等による甚大な被害が発生した際に、広域的な防災活動の核となる基幹的広域防災拠点の整備を関係機関と連携して進めています。東京湾臨海部においては、内閣府等との運用体制の強化を進めつつ、東扇島地区は平成20年度に供用を開始し、有明の丘地区は22年度夏の全面供用に向け整備を推進しています。また、京阪神都市圏においても、京阪神都市圏広域防災拠点整備協議会での合意に基づき、堺泉北港埠2区において20年度より整備を進めています。



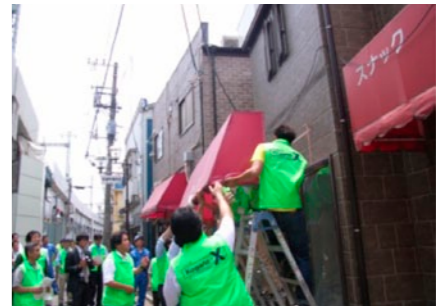
防犯対策等とまちづくりの連携による都市の安全・安心の再構築（横浜市初黄・日ノ出町地区）

横浜市の初黄・日ノ出町地区では、売買春等を行う違法な小規模店舗が約250店舗（平成16年）まで拡大し、健全な店舗や地域住民の転出が生じるなど、環境の悪化が、深刻な問題となり、警察が17年に一斉取締りを行いました。

地元住民、小学校PTAを中心に組織された初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会は、警察や行政との連携により、小規模店舗が元に戻らないよう安全・安心でにぎわいのあるまちへの再生に取り組んでいます。横浜市はその店舗を借り上げ、文化芸術によるまちづくりを進めると共に、地元住民は種々のイベントやワークショップを行い、まちの再生を内外に発信しています。また、街づくり協議指針を策定し地区内での新築計画に対し、健全で活力あるまちを目指し、協議会・行政と事業者が協議を行っています。

これらの活動により同協議会は、21年安全・安心なまちづくり関係功労者内閣総理大臣表彰を受賞しました。

「取締り後の看板撤去キャンペーン」



「文化芸術店舗への転用」



3 良好な都市環境の形成

大都市圏における都市環境インフラの再生

都市再生プロジェクト（第三次決定）の「大都市圏における都市環境インフラの再生」及びその中の「まとまりのある自然環境の保全」を受け、首都圏及び近畿圏の自然環境を総点検し、首都圏及び近畿圏に残されたまとまりのある貴重な自然を「保全すべき自然環境」として抽出しました（首都圏平成14年、近畿圏17年）。

そして、「保全すべき自然環境」の保全と、それを中核とした水と緑のネットワークの形成を推進するため「都市環境インフラのグランドデザイン」を策定（首都圏平成16年、近畿圏18年）し、首都圏及び近畿圏における都市環境インフラとしての自然環境の保全、再生、創出を図ることとしました。

都市環境インフラとしての緑（三浦半島 小網代）



琵琶湖・淀川流域圏の再生

琵琶湖・淀川流域圏を健全な姿で次世代に継承するため、「水でつなぐ“人・自然・文化”」を基本コンセプトに、流域圏の関係機関が連携して、「歴史・文化を活かし自然と共生する流域圏・都市圏の再生」の実現を目指しています。具体的には、水辺・水際の動線を確保するためのみずべプロムナードの整備、水辺に棲む生物の生息・生育環境を保全・再生するためのワンドやたまりの整備、琵琶湖の生態系を再生するための水質・底質の改善等を行っています。

淀川（大阪市）



2 民間都市開発の推進

(1) 都市再生緊急整備地域で進む民間都市開発

「都市再生特別措置法」に基づき、都市再生の拠点として緊急に整備を図るべき地域である「都市再生緊急整備地域」としては、平成22年3月末現在で東京・大阪を始め政令指定都市や県庁所在地等において計65地域が指定されている。現在、各地域において様々な民間都市開発事業が着々と進行している。

(2) 都市再生事業に対する支援措置の適用状況

① 都市再生特別地区の都市計画決定

既存の用途地域等に基づく規制を適用除外とした上で、自由度の高い新たな都市計画を定める「都市再生特別地区」は、平成22年3月末現在で49地区の都市計画決定がなされ、うち33地区が民間事業者等の提案によるものとなっている。

② 民間都市再生事業計画の認定

国土交通大臣認定（平成22年1月末現在31件）を受けた民間都市再生事業計画については、(財)民間都市開発推進機構による金融支援や税制上の特例措置を受けることができる。

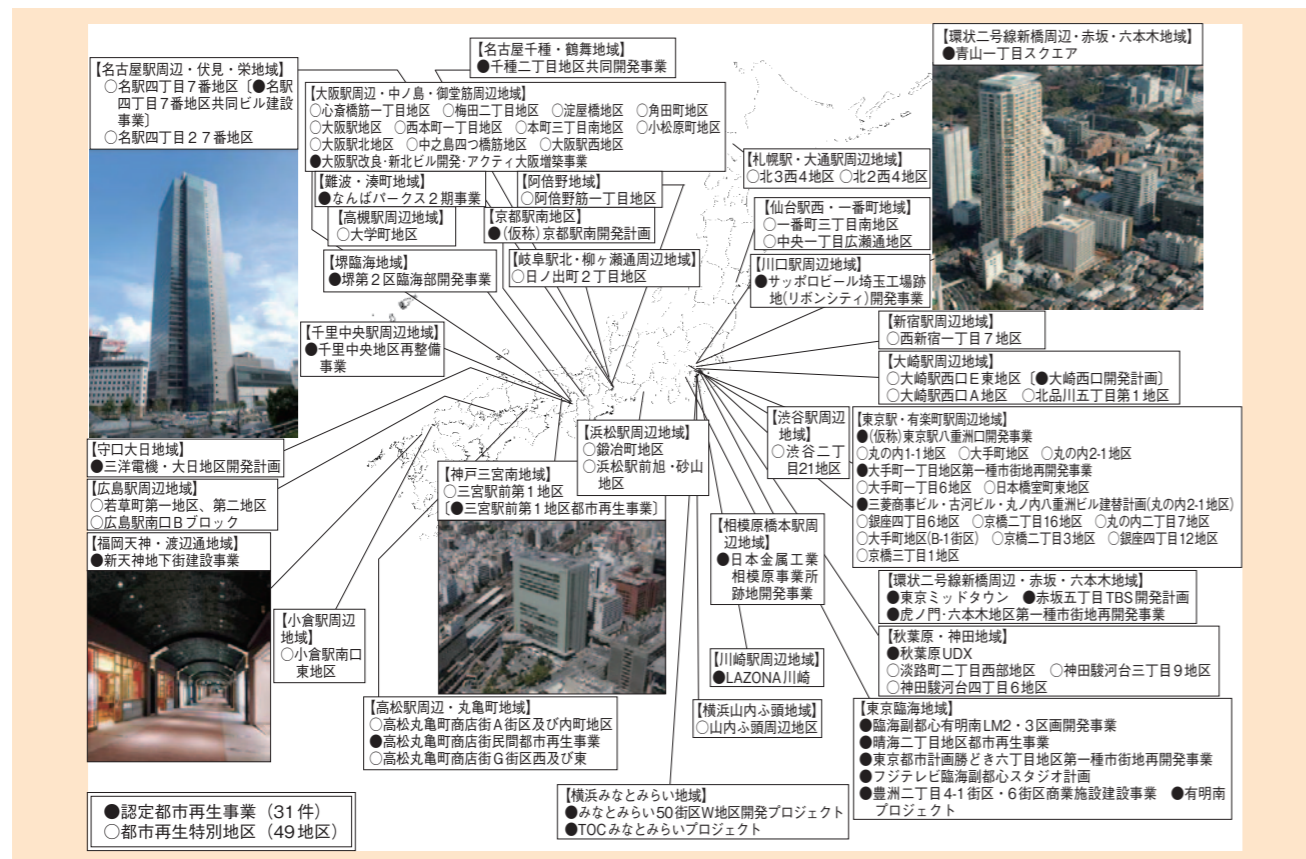
東京臨海地域の例

国土交通大臣認定の民間都市開発事業の例 有明南プロジェクト



(東京臨海地域)
本地域は、職・住・学・遊の多様な魅力を備え国際的に情報発信を行う先進的な拠点の形成を目標としている。
有明南プロジェクトでは、人・情報の国際交流拠点である有明地区のランドマークとしてにぎわいのある街並みと調和した国際コンベンションとビジネスの拠点となる施設を整備し、また東京国際展示場等の国際性豊かな周辺施設との相乗効果等により、有明を含む東京臨海地域の活性化及び情報発信の先進的な拠点形成をすることで、都市への貢献の実現を目指すものである（平成21年3月着工）

図表Ⅱ-3-3-2 都市再生緊急整備地域における民間都市再生事業



第4節 特定地域振興対策の推進

1 豪雪地帯対策

「豪雪地帯対策特別措置法」により、豪雪地帯・特別豪雪地帯を指定し、豪雪地帯対策基本計画により、交通の確保、生活環境・国土保全関連施設の整備等を推進している。また、雪国の特性を活かした豪雪地帯対策特別事業や安全・安心な地域づくりのための調査等を実施している。なお、豪雪地帯に指定されている市町村数は、平成21年4月現在で542市町村（うち特別豪雪地帯202市町村）となっている。

2 離島振興

「離島振興法」に基づき、都道府県が策定した離島振興計画による離島振興事業を支援するため、公共事業予算の一括計上に加え、交流人口の拡大を目的とした「離島体験滞在交流促進事業」や島づくりのための人材育成等の調査を行っている。なお、「海洋基本法」に基づき定められた「海洋基本計画」には、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策の一つとして離島の保全等が位置付けられている。

3 奄美群島・小笠原諸島の振興開発

「奄美群島振興開発特別措置法」、「小笠原諸島振興開発特別措置法」に基づく振興開発事業等の実施により、基礎条件の改善を図るとともに、その特性を活かした地域の主体的な取組みを支援し、産業や観光の振興等による地域の自立的発展に向けた環境づくりを推進している。

4 半島振興

「半島振興法」に基づき、道府県が作成した半島振興計画により、半島振興対策実施地域（平成21年4月現在23地域（22道府県196市町村）が指定）を対象に半島循環道路等の整備や産業の振興等への支援を行っている。

また、半島振興法の施行に必要な情報の収集・分析のための基礎調査と併せて、個人、市民団体、NPO等による内発的な取組みの過程から、半島地域における社会的企業等の持続可能な暮らし・雇用の場の創出等に必要な知見の集約・分析等を行い、各種施策等への反映を図っている。

第5節 北海道総合開発の推進

1 地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画の推進

(1) 北海道総合開発計画の推進

我が国は北海道の優れた資源・特性を活かしてその時々々の国の課題の解決に寄与していくとともに、地域の活力ある発展を図ることを目的として、北海道の積極的な開発を行ってきた。

現在は第7期となる「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」に基づき、「開かれた競争力ある北海道」、「持続可能で美しい北海道」、「多様で個性ある地域から成る北海道」という3つの戦略的目標の実現に向け、多様な主体との連携・協働や先駆的・実験的な取組みを進めることにより各種施策・事業の推進を図っている。

(2) 計画の実現に向けた取組み

①食料供給力の強化

北海道は我が国の農地面積の25%を有し、国内食料生産の約2割(カロリーベース)を供給している。安全な食料の安定的供給は我が国の重要な課題であり、引き続き北海道が我が国の食料基地の役割を担うため、生産性の高い土地利用型農業の展開を支える生産基盤の整備を進めている。

②国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興

北海道はアジアの中でも特徴的で魅力的な観光資源を有しており、観光地として国内のみならず東アジアを中心に海外でも人気が高く、帰国後に友人・知人に勧めたい地域として高い評価を得ている。

このため、地域の活動主体が行政と連携し「美しい景観」「活力ある地域」「魅力ある観光空間」づくりを行う「シーニックバイウェイ北海道」など、地域それぞれが持つ資源・特性を活かして、国際的にも個性豊かな観光地づくりを進めている。

また、「国際会議等の北海道開催の推進について」に基づき、各省庁連絡会議を設置し、国際会議等(MICE)の北海道開催の推進や地域の取組みに対する支援等を行っている。

③北海道環境イニシアティブの推進

「世界に開かれた美しい北海道づくり」、「北の暮らしのイノベーション」を一層推進するため、多様な主体との連携・協働により、我が国の環境政策の先導的な施策“北海道環境イニシアティブ”を展開している。

平成21年度は、環境に優しい資源循環型農業、河川・湿地等の自然再生事業等を推進した。今後も引き続きこれらの取組みを推進するとともに、地域づくりや観光地づくり等の分野を中心に環境に配慮した取組みを展開する。

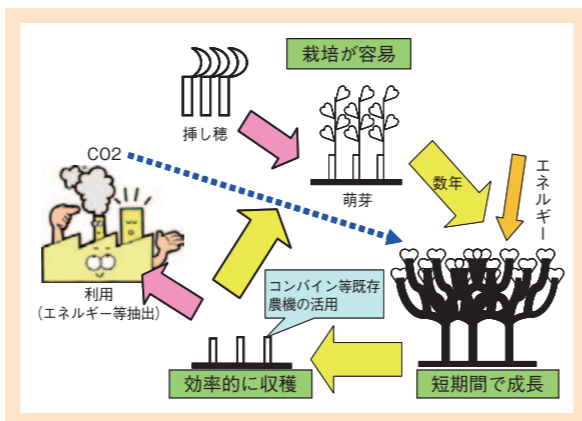
④北海道に適した新たなバイオマス資源の利活用に向けた取組み

食料需給に影響しないバイオマス資源の必要性が高まる中、耕作放棄地等を活用した資源作物^(注)の効率的生産を行うことが重要となっている。このため、平成20年度より、北海道に豊富に存在するヤナギを新たなバイオマス資源として利活用するため、その効率的な栽培技術やエネルギー(バイオエタノール等)抽出技術等の調査を行っており、21年度は室内規模の実験施設によるエタノール抽出の最効率化へ向けた検討等を行った。

⑤戦略的目標の達成に向けた社会資本整備の推進

3つの戦略的目標の達成に向けて、高規格幹線道路を始めとする基幹的な交通ネットワークの整備や冬季交通の確保、多発する自然災害に備える国土保全施設の整備等の社会資本整備を多様な主体と連携し効果的に推進している。

図表Ⅱ-3-5-1 ヤナギの利活用サイクル



(注) 食料としてではなく、エネルギー源や製品材料とすることを主目的に栽培される植物で、トウモロコシ、なたね等の農作物やヤナギ等の樹木が該当

2 特色ある地域・文化の振興

(1) 北方領土隣接地域の振興

北方領土隣接地域の置かれている特殊な事情にかんがみ、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づき、地域の振興対策を総合的に実施している。

平成21年度は、地域の振興に係る事業に対する特別の助成についての要件緩和等、支援の拡充を内容として同法の改正が行われた。

(2) アイヌ文化の振興等

衆・参両議院による「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を受け、内閣官房に設置された「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」において21年7月に報告書がまとめられたことを踏まえ、アイヌ政策を総合的に推進していくこととされており、こうした方針の下、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発を図るため、白老地域及び平取地域においてアイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生に向けた取組みを進めるとともに、小中学生向けの副読本の作成・配布や講演会等を実施した。

アイヌ民族舞踊：アイヌ文化フェスティバル2009(東京)

